

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

住田町は、国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県住田町長

公表日

平成27年3月30日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の資格異動の管理、被保険者証等の交付、レセプトの管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 当町は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び国民健康保険法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理 ②被保険者証等各種証の発行と交付 ③療養費等各種保険給付 ④他の法令による医療に関する給付との調整 ⑤岩手県国民健康保険団体連合会との被保険者情報の授受による保険給付の支給決定</p>
③システムの名称	1. 国保総合システム 2. 国民健康保険資格管理システム 3. 医療費助成事業給付管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険資格情報ファイル (2)国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 ・別表第一の30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1 番号法 ・第19条第7号 ・別表第二の42,43,44,45,46の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第25,26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政課
②所属長	企画財政課長 横澤 孝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住田町総務課 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1 TEL0192-46-2112(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住田町町民生活課 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1 TEL0192-46-2113(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明